



目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意の成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
◎高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定 (雇用労働政策課)	1
◎告示 (家畜の人工授精手数料の額の定め等) の廃止 (畜産振興課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○道路の供用開始 ( 3 件 ) ( " )	1
◎高知県立のいち動物公園及び高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定 (公園下水道課)	2
◎高知港係留施設等の指定管理者の指定 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県公安委員会告示	
○交通安全活動推進センターの名称等の変更の届出	2
落札公告	
○落札者等の公告 ( 2 件 ) (消防政策課)	2
○ " ( 3 件 ) (公営企業局 県立病院課)	3
その他	
○有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部変更 (道 路 課)	3
正 誤	
◎正誤 (平25・12・27付け 規則ほか)	4

告 示

高知県告示第60号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年2月6日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

矢井賀加入区

高知県告示第61号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により平成22年2月高知県告示第78号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年2月5日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年2月6日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

矢井賀加入区

高知県告示第62号

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例 (平成22年高知県条例第50号) 第18条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立地域職業訓練センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市布師田3992番地4  
高知県職業能力開発協会
- 3 指定期間  
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

高知県告示第63号

平成12年3月高知県告示第205号 (家畜の人工授精手数料の額の定め等) は、廃止する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第64号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市栃ノ木字土ヶ平1365番2から 安芸市栃ノ木字土ヶ平1365番1まで	前	4.8 }	107
	後	13.2 }	

高知県告示第65号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町波川字一ノマ ト666番3から 吾川郡いの町波川字一ノマ ト662番2まで	61	平成26年2月7日

高知県告示第66号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町床鍋字虎杖谷1241番27から 高岡郡四万十町床鍋字虎杖谷1241番30まで	90	平成26年2月7日

高知県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市栃ノ木字土ヶ平1365番2から 安芸市栃ノ木字土ヶ平1365番1まで	107	平成26年2月7日

高知県告示第68号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により施設ごとに指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高知県立のいち動物公園
  - (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香南市野市町大谷738番地  
公益財団法人高知県のいち動物公園協会
  - (2) 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 2 高知県立春野総合運動公園
  - (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市春野町芳原2485番地  
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
  - (2) 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

高知県告示第69号

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第21条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知港係留施設等
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市仁井田字新港4700番地  
高知ファズ株式会社
- 3 指定期間  
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月24日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年1月24日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成26年1月24日	特定非営利活動法人 HAN DS高知	森下 昭仁	高知市東石立町55番地4号	この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年12月19日 25高都計第502号	南国市岡豊町八幡字米ヶ内770番3	南国市岡豊町八幡769番地 秦泉寺 大

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

平成10年3月高知県公安委員会告示第3号（交通安全活動推進センターの名称等）で告示した事項について、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月7日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 変更事項  
名称及び事務所の名称
- 2 変更内容
  - (1) 名称  
(変更前) 社団法人高知県交通安全協会  
(変更後) 一般社団法人高知県交通安全協会
  - (2) 事務所の名称  
(変更前) 社団法人高知県交通安全協会高知県交通安全活動推進センター  
(変更後) 一般社団法人高知県交通安全協会高知県交通安全活動推進センター
- 3 変更年月日  
平成25年4月1日

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年2月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量  
AW-139型の整備用専用工具 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県危機管理部消防政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年12月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三井物産エアロスペース株式会社 東京都港区芝公園二丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額  
26,221,881円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年2月7日  
高知県知事 尾崎 正直

1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量  
AW-139型の機体部品 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県危機管理部消防政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年12月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三井物産エアロスペース株式会社 東京都港区芝公園二丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額  
47,189,866円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱

規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年2月7日  
高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量  
血管撮影装置一式 2組

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年11月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号

5 随意契約に係る契約金額  
329,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年2月7日  
高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
放射線デジタルシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号

3 落札者を決定した日  
平成25年12月2日

4 落札者の氏名及び住所  
株式会社キタムラメディカル高知営業所 高知市葛島四丁目10番26号

5 落札金額  
58,590,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日  
平成25年10月22日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年2月7日  
高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
X線透視撮影装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号

3 落札者を決定した日  
平成25年12月2日

4 落札者の氏名及び住所  
株式会社島津製作所四国支店 香川県高松市番町一丁目6番1号 住友生命高松ビル9階

5 落札金額  
22,260,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日  
平成25年10月22日

-----  
そ の 他  
-----

有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により公告する。

平成26年2月7日  
高知県道路公社理事長 平田 幸成

1 事業の一部変更の内容  
料金の徴収期間の項中「30年間」を「平成26年3月30日まで」に改める。

2 変更後の事業の実施期日  
平成26年1月9日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・12・27	号外59	◎規則	23	左 (39・40)	「2万立法メートル」に改め	
		◎告示 高知議会告示 高知教育委員会告示 高知警察本部告示	29	中 (11~13)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">61</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">59</div> </div> <p style="text-align: center;">」</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">61</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">59</div> </div> <p style="text-align: center;">」</p> <p style="text-align: center;">-----</p>